

第六回定期会

給食センター建設に着手

「関連予算を可決」

平成十五年第六回定期会は、九月十二日に開会し、「専決処分の承認を求める」とについてほか九議案の審議が行われ、十月七日に閉会しました。主な審議の結果等は、次のとおりです。

専決処分の承認を求める」とについて 「承認」

平成十五年度宮之城町一般会計補正予算（第四号）で、災害復旧費一五〇万円の補正を承認した。

平成十五年度宮之城町一般会計補正予算（第五号） 「原案可決」

歳入歳出予算にそれぞれ一、三〇〇万円を追加し、総額をそれぞれ八〇億五、二〇二万八千

歳入歳出予算にそれぞれ四億五万七千円とする。財産管理に要する経費、戸籍住民基本台帳費等の補正である。

「原案可決」

円とする。地域改善対策特定事業費及びその他の所要の経費の補正である。

宮之城町教育委員会委員の任命について 「同意」

中山森夫氏を引き続き任命することに同意した。

宮之城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について 「原案可決」

東谷住宅団地の建替工事のための条例改正である。

償還金及び繰出金の補正である。

平成十五年度宮之城町介護保険事業特別会計補正予算（第一号） 「原案可決」

歳入歳出予算にそれぞれ二、九七〇万三千円を追加し、総額をそれぞれ一四億四、四五七万円とする。前年度介護保険料等の精算に伴い、基金積立金、諸支出金、公債費の補正である。

歳入歳出予算にそれぞれ六一、二万九千円を追加し、総額をそれ一八億七、二二二万二千円とする。総務費、保健事業費の補正である。

平成十五年度宮之城町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号） 「原案可決」

歳入歳出予算にそれぞれ三九三万円を追加し、総額をそれ八、五九八万三千円とする。資産評価、資産調査業務経費の補正である。

平成十五年度宮之城町老人保健医療特別会計補正予算（第一号） 「原案可決」

歳入歳出予算にそれぞれ九、八三六万一千円を追加し、総額をそれぞれ三十二億二、〇三四万八千円とする。医療支給費、

平成十五年度宮之城町営農飲用水事業特別会計補正予算（第一号） 「原案可決」

歳入歳出予算にそれぞれ一五